

函館市個人情報保護運営審議会規則を次のように定める。

令和5年1月19日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市規則第3号

函館市個人情報保護運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年函館市条例第36号）第8条第8項の規定に基づき、函館市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、審議事項について専門的な知識を有する者、実施機関の職員その他関係人の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(函館市個人情報保護運営審議会規則の廃止)

2 函館市個人情報保護運営審議会規則（平成2年函館市規則第63号）は、廃止する。

(函館市個人情報保護運営審議会規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に同項の規定による廃止前の函館市個人情報保護運営審議会規則第2条第2項の規定により定められた函館市個人情報保護運営審議会の会長または副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第2条第2項の規定により審議会の会長または副会長として定められたものとみなす。